

県本部各部課長 殿  
県下各警察署長

原 議 永 年 保 存					
共	00	00	10	31	5年

宮 本 県 安 第 1 号  
平 成 2 7 年 4 月 1 日  
宮 城 県 警 察 本 部 長

ストーカー事案や配偶者からの暴力事案の被害者等の一時避難場所確保に関する公費負担要領の制定について（通達）

この度、別添のとおりストーカー事案や配偶者からの暴力事案の被害者等（被害者又は被害防止を図るために避難を要すると認められる親族若しくは被害者と社会生活において密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）の一時避難場所確保に関する公費負担要領を制定したので通達する。

#### 記

##### 1 制定の趣旨

ストーカー事案や配偶者からの暴力事案への対応に当たっては、その危険性・切迫性に応じて、被害者等の生命・身体の安全の確保のための措置を最優先に講じる必要がある一方で、この種の事案の被害者等は、その置かれた状況や経済的負担を理由に、避難をちゅうちょする例が見受けられる。

そこで、被害者等の精神的・経済的負担の軽減及び被害の未然防止・拡大防止を図るため、危険性・切迫性が高い事案に係る被害者等について、ホテル等の宿泊施設への一時避難に伴う費用を公費で負担する措置を講ずるものである。

##### 2 施行期日

平成27年4月1日

## 別添

### ストーカー事案や配偶者からの暴力事案の被害者等の一時避難場所確保に関する公費負担要領

#### 1 趣旨

この要領は、被害者等（被害者又は被害防止を図るために避難を要すると認められる親族若しくは被害者と社会生活において密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）が、一時的に避難する場所（以下「一時避難場所」という。）が必要な場合において、その費用を公費で負担することに関し必要な事項を定めるものとする。

#### 2 公費負担の対象者

公費負担の対象者は、次のいずれかの事案の被害者等であって、加害者から危害が加えられる危険性及び切迫性が高く、被害者等自らが緊急に避難する場所を確保することが困難であり、かつ、公的施設への避難も困難なものとする。

- (1) ストーカー事案
- (2) 配偶者からの暴力事案
- (3) その他恋愛感情等のもつれに起因する事案のうち警察署長が必要と認める事案

#### 3 公費負担の範囲

- (1) 一時避難場所の確保に要する費用は、ホテル、旅館等の有料宿泊施設の宿泊に要する費用（消費税及びサービス料を含む。以下「宿泊料」という。）とし、食事代は含まないものとする。
- (2) 宿泊料の対象となる宿泊期間は、原則として4日（3泊）以内とし、宿泊料は1泊につき1人当たり6,500円を目安とする。ただし、事案の内容、被害者等の状況等から警察署長が必要と認めるときは、生活安全部県民安全対策課長（以下「県民安全対策課長」という。）と協議の上、対象とする宿泊期間を増やし、又は宿泊料を増額することができる。

#### 4 公費負担の手続

- (1) 警察署長は、この要領の対象となる事案が発生したときは、県民安全対策課長の意見を聞き、公費負担の必要性を判断するとともに、被害者等の意向を確認すること。
- (2) 警察署長は、公費負担の必要性を認めた場合は、被害者等及び一時避難場所の管理者等に対してあらかじめ公費負担する旨を告げること。
- (3) 警察署長は、被害者等が一時避難場所を利用した場合には、速やかに一時避難場所利用報告書（別記様式第1号）をもって県民安全課長に報告すること。
- (4) 一時避難場所からの費用の請求は、一時避難場所利用請求書（別記様式第2号）又は一時避難場所に備付けの請求書をもって行うこと。
- (5) 一時避難場所からの請求書を受領したときは、請求書に一時避難場所利用報告書の写しを添付して警察署会計課長に提出し、速やかに支払の手続を行うこと。

#### 5 公費負担の適用除外

前記2の公費負担の対象者が、次のいずれかに該当することが判明した場合は、公費負担は行わないものとする。ただし、公費負担を行わないことが社会通念上適切でないと認められる特段の事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 被害者等が集団的又は常習的に暴力的行為を行うおそれのある組織に属しているとき。
- (2) 被害者等の申告が虚偽と認められたとき。
- (3) 被害者等が犯罪被害を容認又は誘発したとき。
- (4) 加害者の行為が正当防衛、緊急避難又は正当行為に当たるとき。
- (5) 被害者等が公費負担を希望しないとき。
- (6) その他社会通念上、公費負担することが不適切と認められるとき。

#### 6 運用上の留意事項

- (1) 本制度の趣旨は、一時避難であり、生活支援ではないことに注意すること。
- (2) 公費負担は、公的施設や親類・知人宅等への避難が困難な場合の措置であることから、公的施設等の利用が可能な場合は、公的施設等の利用を優先すること。
- (3) 一時避難場所の選定に当たっては、被害者等の安全の確保という目的に適合した設備が整っている施設を選定すること。
- (4) 一時避難場所に協力を要請する際には、被害者等に係る個人情報とは原則として提供しないなど細心の注意を払うとともに、外部の者に対し被害者等が宿泊している旨の情報を提供することのないよう申し入れること。
- (5) 警察署長は、この要領の適正かつ積極的な運用を図るため、所属職員に対する教養を行い、この要領の周知徹底を図るとともに、本制度の趣旨を被害者等に十分説明し、積極的な利用を図ること。
- (6) 公費負担する宿泊料については、被害者等が一時避難場所を利用した後、速やかに請求書の提出を受け、支払漏れがないようにすること。

【別記様式省略】